

重要事項説明書

1 事業者の概要

| | |
|-------|--------------|
| 名 称 | 清和会 |
| 法人種別 | 医療法人 |
| 電話番号 | 0858-26-5211 |
| 代表者氏名 | 坂本 雅彦 |

2 事業所の概要

| | |
|----------|---------------------------------|
| 名 称 | 医療法人清和会 訪問看護ステーションせいわ |
| 所在地 | 鳥取県倉吉市上井 303-2 TEL 0858-26-9871 |
| サービス提供地域 | 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町 |
| 営業日 | 月曜日～土曜日 |
| 休業日 | 日曜日、祝祭日、年末年始、盆 |
| 緊急対応 | 365日、24時間 (ただし、24時間対応の契約が必要) |

運営方針

- 1) 事業所の訪問看護師等は利用者が居宅において健康な生活が営めるよう生活を整え、主治医の指示による処置を行い、生命力を引き出し、その方らしい暮らしが出来るよう援助します。
- 2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉との緊密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。
- 3) 前2項のほか、「介護保険に基づく指定居宅看護事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を厳守し、事業を実施するものとします。

職員への研修の実施

- 1) 鳥取県看護協会訪問看護研修の履修
- 2) 継続研修 年間3回

3 事業所の職員体制

| | |
|-------|-------------------|
| 管理者 | 1名 |
| 看護師 | 6名 (常勤 5名 非常勤 1名) |
| 理学療法士 | 1名 |
| 言語聴覚士 | 1名 (兼務) |
| 事務員 | 1名 |

4 利用対象者

在宅において療養を望まれる方 (主治医の指示書が必要)

5 サービス内容

健康相談—健康チェックと助言
清拭・洗髪等による清潔の保持、排泄等の日常生活の世話

床ずれの予防・処置
認知症の指導及び対応
療養生活や介護方法の指導・助言
その他医師の指示による医療処置

リハビリテーション
食事・栄養指導
カテーテル等の管理

6 利用料金

- 1) 別に定める料金表による。
- 2) その他介護保険・医療保険以外の負担
 - ① 1時間 30分を超えるサービスは、30分毎に2,200円（税込）
 - ② 医療保険：休業日のサービスは、1回につき2,200円（税込）
 - ③ 死後の処置は、5,500円（税込）

7 交通費

医療保険におけるサービス利用について、交通費は下記の通りです。

- ・ 10 km未満 110円/回（税込）
- ・ 10 km以上～15 km未満 165円/回（税込）
- ・ 15 km以上～20 km未満 330円/回（税込）
- ・ 20 km以上～30 km未満 550円/回（税込）
- ・ 30 km以上 660円/回（税込）

介護保険におけるサービス利用については、上記2で示した「サービス提供地域」を越える場合は下記の交通費を頂きます。

- ・ サービス提供地域を越えて片道おおむね5 km以上 110円（税込）/回、
2 kmを超える毎に110円増し（税込）

8 サービス利用方法

1) サービスの利用開始

- ① ケアマネージャを通して、または直接お申し込み下さい。
- ② 主治医の指示書が必要ですので、主治医に訪問看護を受けたい旨お伝え下さい。
- ③ 当事業所の重要事項を説明し、納得が得られ、サービス利用が決定した場合は、契約を締結しサービスの開始となります。

2) サービスの終了

- ① 利用者が長期の入院、入所となった場合又はお亡くなりになられた場合
- ② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合
利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、
または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより、
直ちにこの契約を解除することが出来ます。

- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう督促したにも関わらず、50日以内にお支払い頂けない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を

行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

④事業所を閉鎖又は縮小する場合など止むを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービスを終了させていただくことがあります。

この場合、契約を解除する3ヶ月前までに文章で通知します。

9 緊急時の対応方法

サービス利用中に利用者の容態に急変があった場合は適切な判断を行い、救急処置、または必要に応じて主治医へ連絡、または救急車の手配をいたします。ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかに連絡いたします。

10 高齢者虐待防止

本事業者は、利用者様などの人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術向上に努めます。
- ② 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11 当事業所ご利用相談、苦情窓口

| | | |
|------|---------------|--------------|
| 担当者 | 訪問看護ステーション管理者 | 桑野 麻衣子 |
| 電話番号 | 0858-26-9871 | |
| 受付時間 | 月曜日～土曜日 | 9時30分～17時30分 |